

諸手当

扶養・住宅手当ありが二〇〇〇年比一〇ポイント低下(連合調査)

TOPICS

1

連合(古賀伸明会長)は先ごろ、昨年六月に実施した「諸手当調査」の結果をまとめた。アンケート調査に回答した組合のうち、扶養手当は八七・三%、住宅手当は五九・四%が「あり」と答えている。扶養手当、住宅手当ともに前回調査(二〇〇〇年)よりおよそ一〇ポイント低下した。

調査は、連合の労働条件調査の対象となる登録組合に対して行い、八〇三組合(うち主要組合三九四組合)から回答を得たもの。有効回収率は六七・二%(主要組合七〇・六%)だった。分析は主要組合の結果を中心に行い、前回調査(主要組合四八六組合が回答)と比較している。

扶養手当は約一〇ポイント減

調査結果によると、扶養手当制度は八七・三%の組合が「あり」と回答しており、大半の組合で導入されていることがわかる。ただし、二〇〇〇年の前回調査(九七・二%)と比べると九・八ポイントも下がっている。

配偶者より子の手当を厚くする傾向に

扶養手当のモデル額は、配偶者が平均一万六二五四円、第一子は平均六九二四円、第二子平均六一七八円、第三子平均五六二二円。配偶者への手当が

前回調査より四・五%下がっているのに対し、第一子〜三子は、それぞれ約二〇%上昇しており、配偶者より子の手当を厚くする傾向が見られる。

子どもへの支給制限は、「一八歳未満もしくは高校生以下」が三八・〇%で最も多いが、「二二歳未満もしくは大学生以下」(二九・六%)、「その他の年齢や学齢で制限」(一八・五%)、「税法上の控除対象なら制限なし」(一〇・五%)の回答も一定数みられた。

住宅手当も約一〇ポイント減少

生活に関するもう一つの基本的な手当である住宅手当制度(家賃補助を含む)が「あり」と答えた組合は五九・四%。過半数を占めたものの、扶養手当同様、前回調査(六九・三%)比で九・九ポイント下落した。

家賃補助が平均額を押し上げる結果に

モデル手当額については、扶養者のある有扶養者と単身独立生計者を、東京・大阪の大都市圏と「その他の市」に分けて調べている。それを見ると、「東京・大阪地区」の有扶養の借家居住者のモデル額は、一万円未満〜八万円の間に分散しており、平均値は三万五〇四〇円。前回調査に比べて額で一萬一〇六八円、率で四六・二%の大幅

なプラスとなった。これについて連合は、「七万円以上の回答が一割近くになったことが要因であり、その多くは家賃補助制度と推測される。受給者の平均値でなく最高額が回答されていることが影響していると思われる」と分析している。

なお、有扶養者の「その他の市」の平均値は二万五三七九円(前回比七三・四円、四三・八%増)。単身独立生計の借家居住者のモデル額は、「東京・大阪地区」が平均値二万二六四八円(同八八・〇六円、六三・六%増)、「その他の市」は平均値一万六六三二円(同五〇・一〇円、四三・一%増)だった。いずれも、家賃補助形式の回答が平均を押し上げていると推測される。

役職者の時間管理で手当に残業分を加味

役職手当制度を「あり」と回答した組合は六九・〇%で、前回より七・七ポイント減少した。モデル手当額は、課長クラスで時間外手当支給の場合平均値二万六九六八円、不支給の場合平均値二万七五九一元となっている。前回調査比では、前者が二・二%減なのにに対し、後者は二九・三%の大幅増となった。連合は「後者の大幅増は役職時に時間管理が導入されて、時間外手当相手が引き上げられたため」と推測し

ている。

係長クラスも傾向は同様で、時間外手当支給の場合は平均値一万五六七〇円、不支給の場合は五万五八五三円となっている。前回調査比では、全社は一五・三%増、後者は六〇・八%の大幅増。課長クラスは時間外手当の支給と不支給で平均支給額に二倍強、係長クラスでは三・五倍超の開きがある。

東京・大阪は「その他の市」のほぼ倍

地域手当(寒冷地手当や僻地手当は除く)の制度「あり」は四四・四%で、前回調査(四四・七%)とほぼ同じ比率。モデル額は、東京・大阪「地区の有扶養者(高卒三五歳程度)で平均二万三九一円、単身独立生計者(高卒二五歳程度)は平均一万七二六八円で、ともに前回調査より約二割増えた。地域間の手当の差をみると、「その他の政令都市」は「東京・大阪」の約七割、「その他の市」は約五割の水準になっている。

裁量労働手当「あり」の組合は増加

このほか、交代・時差勤務手当「あり」は五三・六%で前回比約一〇ポイント減少。別居・単身赴任手当「あり」も五八・三%で前回より約一九ポイントも減り、営業・外勤手当「あり」は二一・七%と前回調査からほぼ半減した。これらに対し、裁量労働手当は一三・一%で二〇〇〇年より約五ポイント増えている。(調査・解析部)

政策要求

連合が2011年度の重点政策案を確認

労働者代表制の法制化や子育て基金の創設

景気減速の先行きリスクを懸念、地域に根ざした取り組み求める

連合（古賀伸明会長）は四月一五日の中央執行委員会で、「二〇一一年度重点政策（案）」を確認した。重点政策は、連合が二年タームで策定している「政策・制度要求と提言」を踏まえ、今年七月から二〇一一年六月までの一年間に重点的に取り組む項目を示すもの。政府が六月頃に策定する予定の「予算編成の基本方針」などに、連合として実現を目指す政策課題を反映するものと位置づけている。

今回の重点政策案の基調は、「労働を中心とした福祉型社会の構築」に向けて、デフレを脱却し、消費拡大・景気回復へと繋げていくことの必要性を訴える一方、ディーセントワークとワーク・ライフ・バランス社会の実現や、社会的セーフティネット機能の強化などを打ち出している。

法整備関係では、労働者代表制や女性の参画促進のための暫定措置法（ポジティブ・アクション法）の法制化などをめざす。また、低所得者層の自立支援に向けた住宅補助制度と医療・介護費補助制度と子育て支援の財源を統合した「子育て基金（仮称）」の創設なども打ち出している。

重点政策案はまず、「情勢認識と課題」として、日本経済が二〇〇九年度に入ってから新興国需要を中心とした輸出の回復で持ち直しの動きが続いている一方で、為替相場の動向に伴う輸出産業の収益低下や価格競争による企業収益の悪化の懸念など、景気減速の先行きリスクがあることに留意する必要があることを明記した。地域間の経済・財力や企業規模間での景況感での二極化・格差拡大についても指摘している。

そのうえで、「労働を中心とした福祉型社会」の構築には、「内需主導型で安定的に名目成長が実現できる経済成長システムとする」ことで、デフレを脱却し消費拡大・景気回復へと繋げていく必要がある」とし、そのためには、「政府が示した新成長戦略を着実に推進するとともに、中小企業・地場産業などの地域に根ざした雇用創出・人材育成・地域活性化を含めた取り組みを行う必要がある」と訴えている。

環境・医療・介護・教育等の雇用創出を

具体策を示す各論は、①デフレ脱却・消費回復に資する経済対策と雇用創出・人材育成②ワークルールの確立に

よる「ディーセントワーク」の実現③社会的セーフティネットの強化④ワーク・ライフ・バランス社会の実現⑤公正公平な社会の実現⑥くらしの安全安心の確保⑦税制の抜本改革と中期的な財政再建への道筋の明示⑧「新しい公共」と国民本位の行政システムの確立⑨持続可能で公正なグローバル社会の実現――の九つの柱で括った。

①では、雇用創出と安定的な名目成長の実現のために、環境や医療・介護・子育て分野などを中心に、施策、予算の重点化と技術革新などを図って新たな需要と雇用を創出することや、中小企業・地場産業・農林水産業の育成、ものづくり基盤を支える世代に隔たりのない技術・技能労働者の確保と育成などを求めている。

時間外割増率、中小適用猶予の早期廃止や最賃の引き上げ

②には、雇用保険の国庫負担率本則四分の一への復帰をはじめ、有期労働契約の労働者保護に向けた法整備の検討、労働者代表制の法制化に向けた研究、改正労働基準法第三七条の割増率引き上げにおける中小の適用猶予の早期廃止と休日労働割増率の引き上げ、中期的な視点に立った最低賃金引き上げの実現などを盛りこんだ。

③は、雇用保険制度をはじめとする

現状のセーフティネットについて最低保障のあり方などを検証して給付額や給付期間の充実・最適化を進めることや、雇用保険未加入者や長期失業者などのための「第二のセーフティネット（就労・生活支援給付制度）」の整備、低所得者層の自立支援に向けた住宅補助制度と医療・介護費補助制度の創設などをめざす。

「新しい公共」の推進、社会保障・税共通の番号制度の導入も

④では、子育て支援の財源を統合した「子育て基金（仮称）」の創設などによる総合的子育て支援策の確立、審議中の「第二次男女共同参画基本計画」にポジティブ・アクション強化のための暫定的特別措置を盛り込む。

このほか、経済格差が教育格差に結びつかない教育の機会均等と格差是正、公正な取引関係の実現や企業買収ルールなどの整備、政府・地方自治体・民間事業者・NPOなどがそれぞれの特性を生かしてサービスを提供する「新しい公共」の推進、低炭素社会の実現に向けた気候変動対策の着実な実行、納税者の権利・義務を明示した納税者権利憲章の制定、社会保障・税共通の番号制度の導入なども掲げている。

連合は今後、政府とのトップ会談や定期的に関く実務者レベルの協議で、これらの政策の実現を求めていく。また、六月に開かれる中央委員会で、重点政策を最終確定するとともに、要請行動の報告を行う。（調査・解析部）